

委員会提出議案第6号

原発事故による避難者用無償住宅支援の延長を行うことを求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年9月23日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 建設経済常任委員長
中 川 庄 一

原発事故による避難者用無償住宅支援の延長を行うことを求める意見書（案）

東京電力福島第一原発事故から5年がたちました。いまだ事故は収束していません。原発から放出された大量の放射性物質は、福島県はもとより東日本一帯に深刻な汚染をもたらし、多くの国民が無用な被曝にさらされています。

昨年6月12日、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除する方針を決定、ことし7月には、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の地域まで解除しました。「復興の加速化」のもと、住民帰還を進め、広域避難者への住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に衝撃を与える方針を打ち出しました。さらに福島県は、政府に対し「帰還困難区域」の具体的な見直し方針についての提示をしています。しかし、多くの自主避難者、特に小さな子供の親たちは避難の継続を希望しています。生計維持者を避難元等に残した母子避難者世帯を中心に生活費がかさんでおり、住宅が無償でなくなれば避難の継続は困難です。せめて、義務教育期間の安定した生活の場の確保を願っています。

避難が必須であるとの考え方も根強くあることから、個人の事情を十分考慮し、安心して避難生活を続けるために、無償の住宅を安定して提供することがぜひとも必要となります。

また、年間20ミリシーベルトという基準に対する批判の声も上がっています。国際放射線防護委員会（ICRP）による勧告、また国内法法令による公衆の年間の線量限度は1ミリシーベルトであることから、20ミリシーベルトを避難・帰還の基準とすることは国内外から批判されています。最低限、国際的な勧告にもとづく公衆の被曝限度である年間1ミリシーベルトを満たすまでは、賠償や支援を維持すべきです。

よって、避難者の立場に立ち、原発事故による避難者用無償住宅支援の延長を行うことをここに強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

復興大臣 様

福島県知事 様